

# 藤里町耐震改修促進計画

(令和8年3月改訂)

秋田県藤里町

◎沿革

| 年月      | 程度 | 備考                      |
|---------|----|-------------------------|
| 平成22年3月 | 策定 | 平成19年3月県計画策定に伴い、本計画を策定。 |
| 平成28年3月 | 改訂 | 計画期間（5年）満了に伴う改訂。        |
| 令和3年3月  | 改訂 | 計画期間（5年）満了に伴う改訂。        |
| 令和8年3月  | 改訂 | 計画期間（5年）満了に伴う改訂。        |

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 「計画策定の背景」                             | 3  |
| 「計画策定の目的」                             | 4  |
| 「計画の位置づけ」                             | 4  |
| 第1 藤里町で想定される地震の規模及び被害の状況              | 5  |
| 1 想定される地震の規模                          | 5  |
| 2 想定される被害規模                           | 6  |
| 第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標       | 7  |
| 1 住宅の耐震化の現状と目標設定                      | 7  |
| 2 公共建築物の耐震化の現状と目標設定                   | 8  |
| 第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 | 8  |
| 1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針                  | 8  |
| 2 耐震化の促進を図るための支援策                     | 8  |
| 3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備            | 9  |
| 4 地震時の総合的な安全対策                        | 9  |
| 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定                 | 9  |
| 6 重点的に耐震化すべき区域の設定                     | 9  |
| 第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及   | 11 |
| 1 地震防災マップの作成・公表及び活用                   | 11 |
| 2 リフォームにあわせた耐震改修の誘導                   | 11 |
| 3 家具の転倒防止策の推進                         | 11 |
| 4 町内会等との連携                            | 11 |
| 第5 その他耐震化促進に関し必要な事項                   | 11 |

## 『計画策定の背景』

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物についても多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法<sup>※1</sup>」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後（平成27年）に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化<sup>※2</sup>を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。

これを受けて、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定し、本町でも平成22年3月に「藤里町耐震改修促進計画」（以下「本計画」）を策定して耐震化の推進について取り組んできました。

そうした取組みの中で、平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしており、建築物の地震に対する安全性をより一層向上するため、耐震改修促進法の改正が平成25年5月29日に公布され、平成25年11月25日施行されました。この改正により、新たに不特定多数の者や避難弱者<sup>※3</sup>が利用する大規模な建築物に対する耐震診断<sup>※4</sup>が義務化されたほか、地方公共団体による耐震改修促進計画について新たな方針が定められました。

このような状況を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、令和7年度末に計画期間が満了する本計画を改訂し、計画延長することとしました。

---

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

※3 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

※4 既存建築物の地震に対する安全性を評価すること。

### 『計画策定の目的』

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

### 『計画の位置づけ』

本計画は、「耐震改修促進法」第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、「県促進計画」を踏まえるとともに、「藤里町地域防災計画」との整合を図ります。

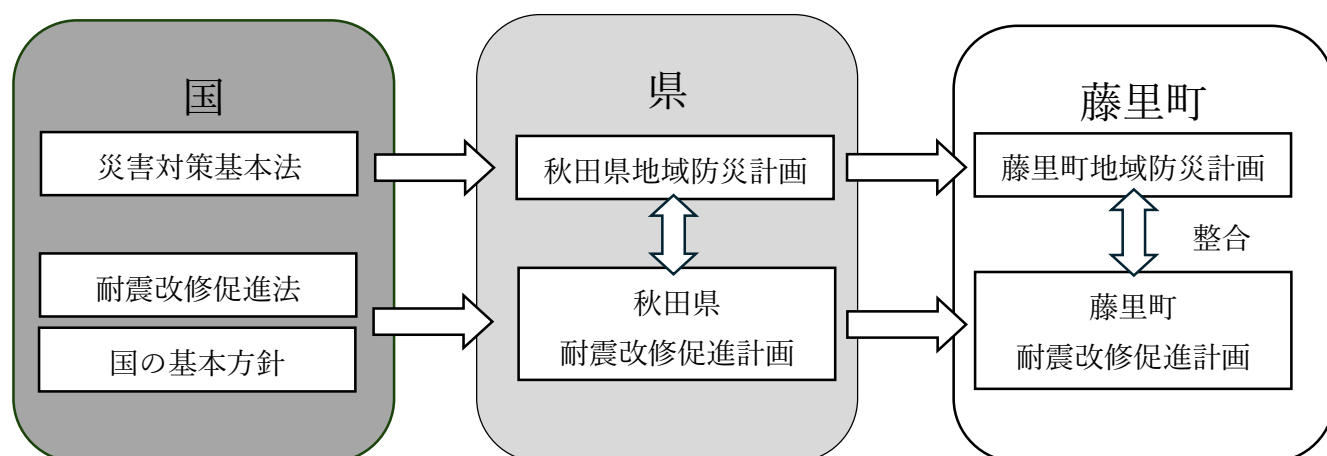


図1 計画の位置づけ

### 『計画期間』

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

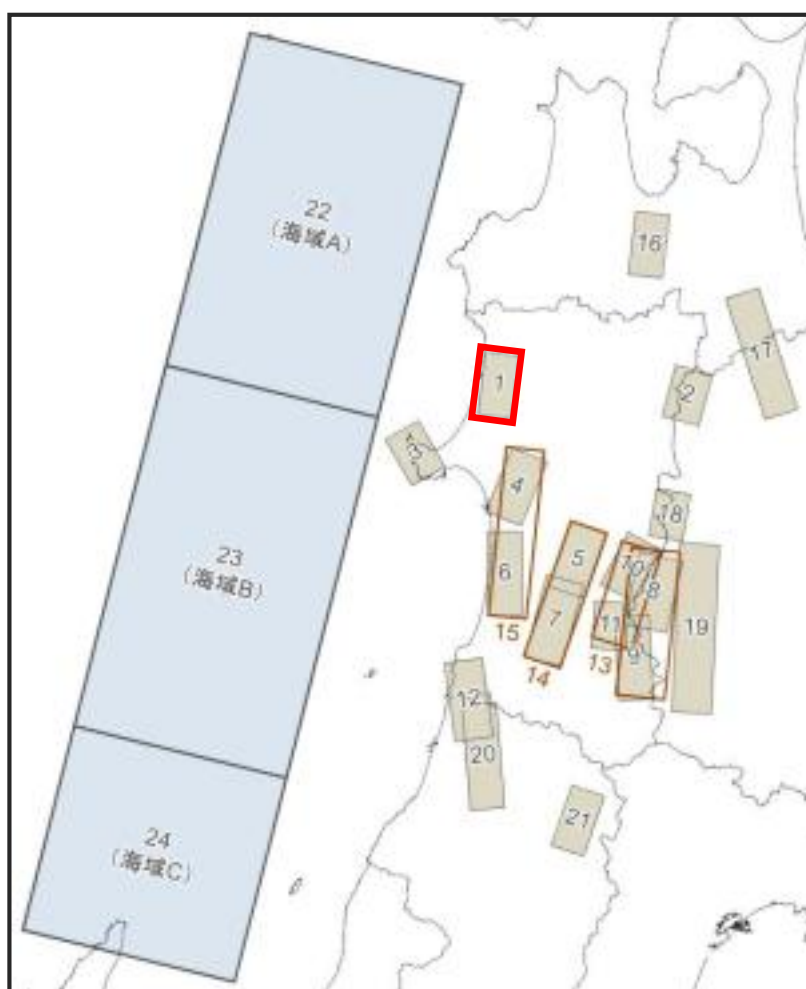
なお、計画策定後は各種施策による住宅及び建築物の耐震化を進め、必要に応じて計画内容や施策の見直しを検討しています。

## 第1 藤里町で想定される地震の規模及び被害の状況

### 1 想定される地震規模

秋田県では想定地震について、東日本大震災がこれまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定し、計27パターンを設定しています。

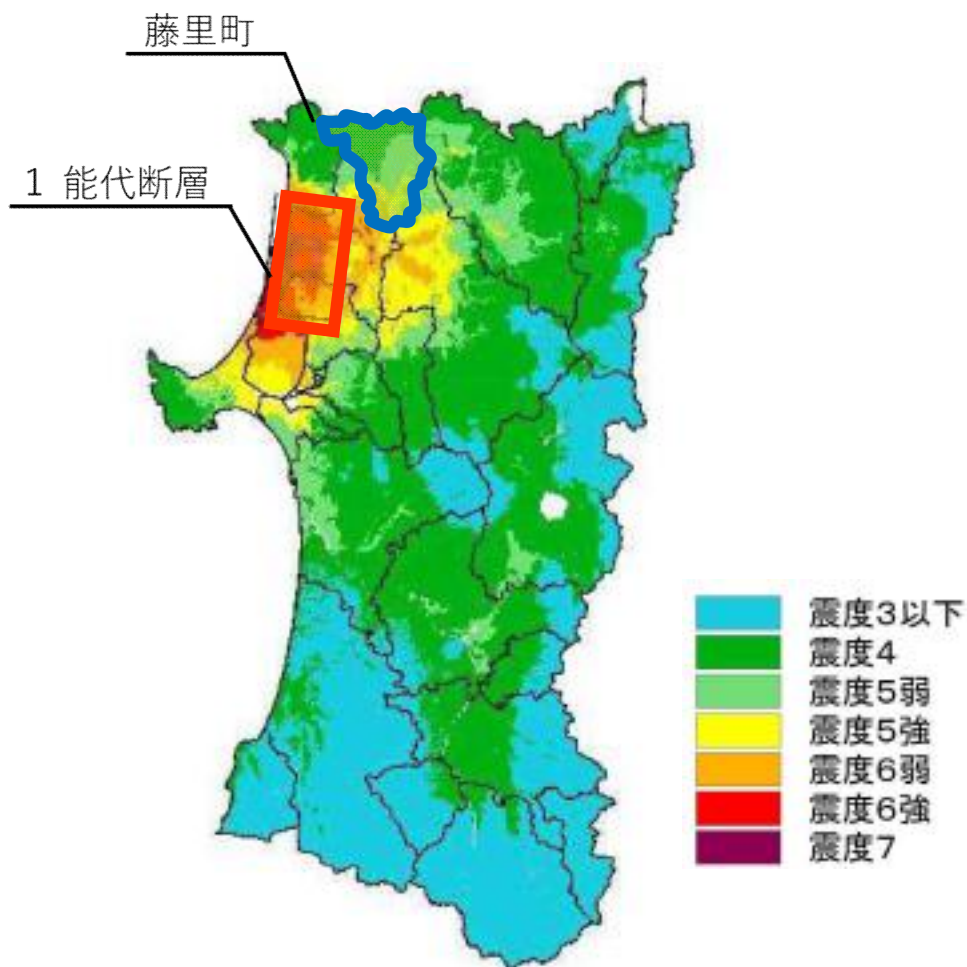
これらの想定地震のうち、藤里町に大きな被害を与える可能性があるのは下図の2-1能代断層帯となっており、マグニチュード7.1（震度6弱）を想定しております。



出典：秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）

図2 想定地震の震源域※

- ※25 - 海域A+海域Bの連動
- 26 - 海域B+海域Cの連動
- 27 - 海域A+海域B+海域Cの連動



出典：秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）

図3 1 能代断層帯による想定震度分布図

## 2 想定される被害規模

能代断層による本町の被害予測は、下表のとおりとなっています。

表1 被害予測結果

| 藤里町 | 人的被害 |     |        | 建物被害等 |     |       |
|-----|------|-----|--------|-------|-----|-------|
|     | 死者   | 負傷者 | うち重傷者数 | 全壊    | 半壊  | 停電世帯数 |
| 夏   | 1    | 25  | 1      | 25    | 277 | 304   |
| 冬   | 2    | 46  | 2      | 37    | 320 | 447   |

出典：秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）

## 第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 住宅の耐震化の現状と目標設定

住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、平成15年度末藤里町の住宅の耐震化率は52%、平成25年度末は54%、平成30年度末は町の調べにより59%と推計されていました。

藤里町の固定資産税台帳及び県における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、表2・図4のとおりとなり、住宅総数1,964戸（居住世帯）のうち、1,242戸（約64%）が耐震性を有していると推計されます。

平成22年3月策定の計画を受けて藤里町住宅リフォーム緊急支援事業（現在は、「緊急」を除き「藤里町住宅リフォーム支援事業」に名称変更）を実施し、リフォーム相談窓口を開設する等、リフォームにあわせた耐震改修に取り組んできましたが、耐震化に関連する工事を実施した実績は少なく、目標（令和7年度末耐震化率80%）に大きく届いていません。

しかし、震災時の人的被害及び物的被害を軽減させるため、生活の拠点である住宅の耐震化に粘り強く取り組む必要があることから、藤里町では耐震性を有する住宅を令和12年度末まで、前計画同様に80%とすることを目標とします。

表2 住宅の耐震化の状況と目標値

|      | 平成30年度 | 令和5年度現状 | 令和12年度目標 |
|------|--------|---------|----------|
| 耐震化率 | 59%    | 64%     | 80%      |

(出典：町調べ)

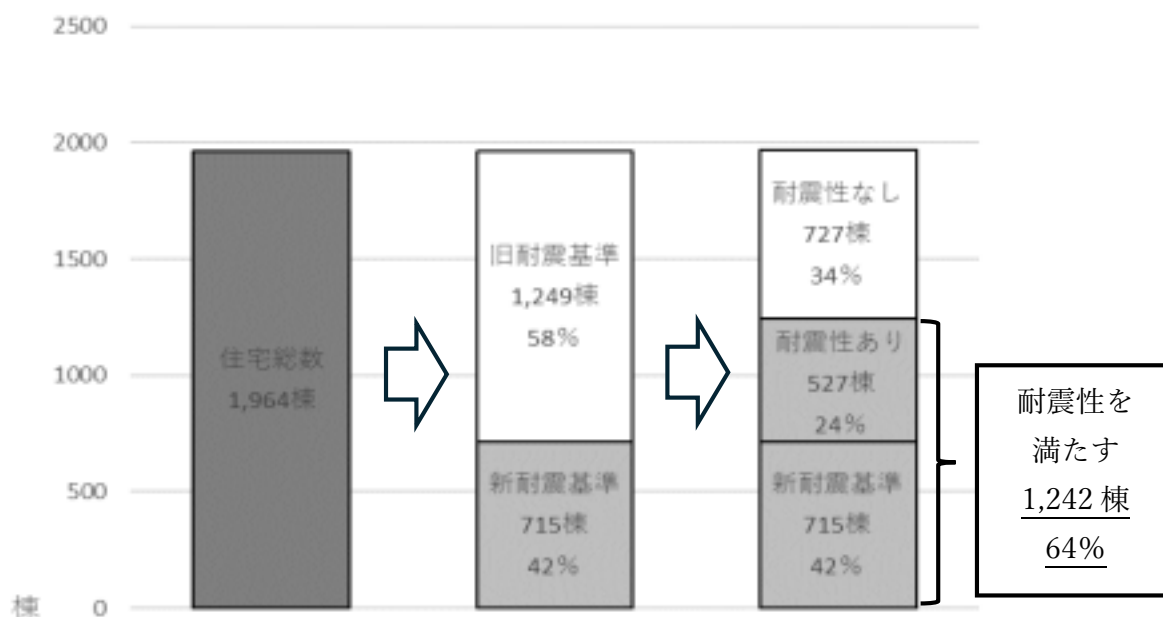


図4 住宅の耐震化の現状

(出典：町調べ)

## 2 公共建築物の現状と目標設定

藤里町の所有する建築物において、耐震改修促進法第6条第1項に規定する、特定建築物については、平成15年度末の藤里町所有の特定建築物の耐震化率は0%でしたが、小学校・旧中学校の耐震化工事を実施したことにより、平成25年度末の耐震化の状況は87.5%となり、平成27年度末の目標値80%を達成しております。令和5年度に小・中学校が義務教育学校として統合したため、特定建築物総数が3棟減り、5棟になったものの耐震化率は80%を達成しています。（表3のとおり）

しかし、5棟のうち1棟は、町民体育館であり、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用されるため、財政状況を勘案しながら耐震化を検討します。

なお、藤里町所有の特定建築物に当たらない施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

表3 特定建築物の現状と目標値

| 区分  | 特定建築物総数   |           |      |              |   | 耐震化率<br>(R7年度) | 耐震化率<br>(R12年度) |
|-----|-----------|-----------|------|--------------|---|----------------|-----------------|
|     | S56以前の建築物 | S56以降の建築物 |      | 耐震性有<br>建築物数 |   |                |                 |
|     |           | 耐震性有      | 耐震性無 |              |   |                |                 |
| 学校  | 4         | 4         | 4    | 0            | 0 | 80%            | 100%            |
| その他 | 1         | 1         | 0    | 0            | 0 |                |                 |
| 計   | 5         | 5         | 5    | 0            | 0 |                |                 |

(令和8年3月31日現在)

## 第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

藤里町は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

### 2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。

### 3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

秋田県耐震診断技術者登録名簿を、木造住宅の耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料として公開すること等で、耐震診断・改修を実施しやすい環境整備に努めます。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・外壁・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策、エレベーターの緊急停止や脱落防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動を行います。

### 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努めます。

- (1) 藤里町地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 文教施設
- (3) 藤里町地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物

### 6 重点的に耐震化すべき区域の設定

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な非難や、避難者への緊急物資の輸送等の妨げになることを防止するため、「藤里町地域防災計画」で位置づけられている緊急輸送道路を、地震発生時に通行を確保すべき道路に指定し、地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物について耐震化の促進を図ります。

表4 緊急輸送道路一覧

| 路線名            | 延長         |
|----------------|------------|
| 県道西目屋二ツ井線      | 3. 6 k m   |
| 県道きみまち阪公園素波里湖線 | 1. 3 k m   |
| 町道草苺野・真土線      | 0. 4 k m   |
| 町道町尻・藤琴線       | 0. 2 k m   |
| 町道藤琴中央線        | 0. 0 1 k m |

(出典：秋田県HPより)

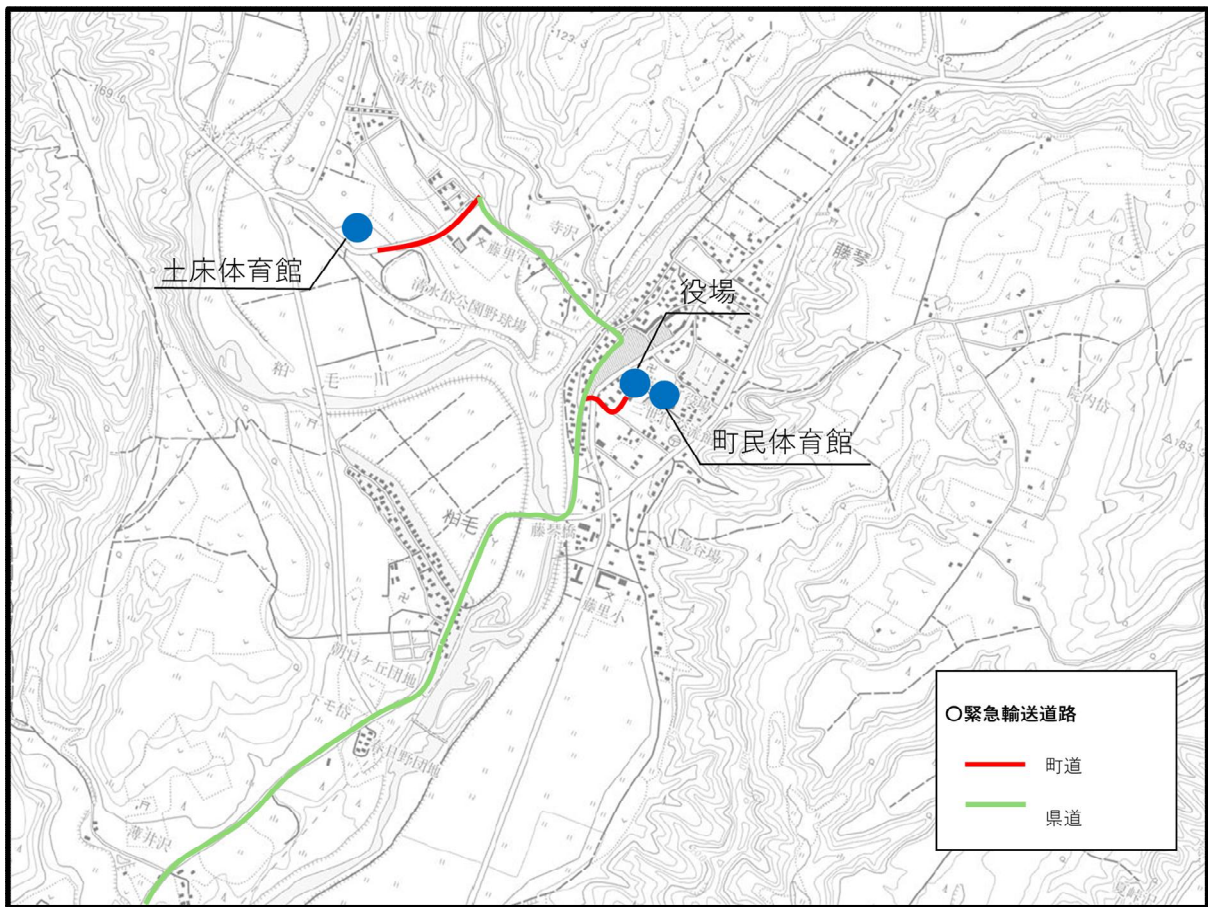


図5 緊急輸送道路図

## 第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

### 2 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。藤里町住宅リフォーム支援事業を活用した耐震改修について、リフォーム相談窓口や広報等により、耐震改修情報提供に努めます。

また、耐震化が進まない理由の1つとして所有者の高齢化が一因として挙げられるため、高齢者に対する啓発活動を行います。その際、工事の施工不正やリフォーム工事契約に伴う消費者被害が発生しないよう注意喚起を行い、耐震改修の促進を図ります。

### 3 家具の転倒防止策の推進

地震による家具の転倒により、死傷者が出るおそれがあるほか、倒れた家具が避難の妨げになる可能性があります。パンフレット等を利用し、自らできる地震対策の普及を図ります。

### 4 町内会等との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。

## 第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。